

岡山大学保育所（なかよし園）利用内規

平成 22 年 4 月 1 日 学長裁定
改正 平成 23 年 6 月 29 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 令和 元年 6 月 1 日
改正 令和 2 年 9 月 10 日
改正 令和 6 年 3 月 22 日

（趣旨）

第 1 条 この内規は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成 22 年岡大規程第 9 号）第 10 条の規定に基づき、岡山大学保育所に置かれる施設のうち、なかよし園の利用基準等について定めるものとする。

（利用者の範囲）

第 2 条 なかよし園を利用できる者は、岡山大学（以下「本学」という。）に勤務する職員又は、本学に在籍する学生等で本学に身分を有する者（以下「本学職員等」という。）であって、保育の必要性の事由がある者とする。

2 前項に定める者のほか、本学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員又は本学を勤務場所とする派遣職員であって、3 ヶ月以上継続して勤務予定の者については、前項に準じてなかよし園の利用を認めることがある。

3 育児休業期間又は育児を理由とした休学期間等において、既になかよし園を利用してゐる幼児が、翌年度若しくは翌々年度に小学校就学を控える場合、又は育児休業等にかかる乳幼児が満 1 歳になる年度の末日までは、継続して利用することを認める。

4 前 3 項の規定にかかわらず、本学職員等又はその配偶者が育児休業等から職務復帰する場合は、職務復帰の前月からの利用を認めることがある。

5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、本学に職員として勤務予定の者（第 2 項の規定により準用する場合を含む。）若しくは本学に学生として入学予定の者等又は職務復帰（前項の場合を除く。以下本項において同じ。）若しくは復学等により保育の必要性の事由が発生する場合は、その勤務若しくは入学等又は職務復帰若しくは復学等の直前の期間について、ならし保育として利用を認めることがある。

（保育児の年齢）

第 3 条 なかよし園において保育する乳幼児は、年度当初（4 月 1 日現在）の満年齢を基準とし、0 歳児から 6 歳未満児とする。ただし、0 歳児にあつては、原則として入所の日において生後 6 ヶ月を経過している者とする。

（保育日及び保育時間）

第 4 条 なかよし園の保育日及び保育時間等は、次のとおりとする。

保育日	月曜日から金曜日 （国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間を除く。）
保育時間	7 時 30 分から 18 時まで
延長保育時間	18 時から 19 時まで

2 園長は、特別な事由があるときは、保育日及び保育時間を臨時に変更し、または休業することができる。

3 第 2 条第 3 項により利用を認められた場合は、原則として延長保育の利用は認めない。

(利用期間)

第5条 利用期間は、入所年度の末日までとする。ただし、利用期間終了後、引き続き利用しようとする場合は、新たに次条に定める手続（誓約書及び健康診断書の提出を除く。）を経なければならない。

(利用等の手続)

第6条 なかよし園の利用を希望する者は、所定の期日までに保育所（なかよし園）入所願及び乳幼児の健康診断書を運営委員会委員長に提出しなければならない。

- 2 入所に際しては、誓約書を提出するものとする。
- 3 利用を一時休止する場合は、休所届により、事前に届け出るものとする。
- 4 利用期間の途中で退所する場合は、退所届により、事前に届け出るものとする。
- 5 入所願、誓約書、休所届及び退所届の様式は、別に定める。

(ならし保育)

第6条の2 なかよし園において必要と認める場合は、入所に当たってならし保育を実施する。

- 2 ならし保育は、原則として入所後に行うものとする。ただし、なかよし園において必要と認める場合は、入所前に行うことができる。

(育児休業中の一時保育)

第6条の3 育児休業中の本学職員等は、なかよし園を利用していた者に限り、過去に入所していた幼児について、一時保育を利用することができる。

- 2 前項に定める者のほか、本学職員等の配偶者であって、本学以外に所属し育児休業を取得する者に、前項に準じて一時保育の利用を認めることがある。
- 3 育児休業中の一時保育に関し必要な事項は、別に定める。

(利用の中止)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、退所させることができるものとする。

- 一 内規等に違反した場合
 - 二 乳幼児の疾病等によりなかよし園における集団保育が困難と判断される場合
- (その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、なかよし園に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第4項の規定は、平成25年4月1日以降に育児休業等から職務復帰する者について適用し、改正後の第6条の2の規定は、平成25年4月1日入所者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第6条の3の規定は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条の規定は、平成28年4月1日入所者から適用する。

附 則

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 ただし、改正後の第4条第1項に定める延長保育時間は、令和7年4月1日から適用し、令和7年3月31日までは、18時から20時までとする。